

第3回佐賀県最低賃金専門部会

1 日時 令和7年8月8日(金) 13:47 ~ 15:41

2 場所 佐賀第2合同庁舎 共用大会議室1

3 出席者

公益代表：甲斐委員（会長） 安永委員（会長代理） 早川委員

労働者代表：松尾委員、諸富委員、彌常委員

使用者代表：西岡委員、平野委員、福母委員

事務局：恒吉労働基準部長、河野賃金室長、岩竹室長補佐、濱賃金調査員

4 議題

- (1) 追加資料について
- (2) 佐賀県最低賃金の改正について
- (3) その他

【第1回全体会議】

岩竹室長補佐

審議に入ります前に事務局から報告いたします。本日は平野委員が1時間遅れて参加予定ということですけれども、最低賃金審議会令第6条第6項に規定する定足数に達していることを御報告申し上げます。

それでは、部会長、議事の進行をよろしくお願ひします。

甲斐部会長

皆様こんにちは。

ただ今から、第3回佐賀県最低賃金専門部会を開催します。今日もお忙しい中、御参集ありがとうございます。

それでは、早速ですけれども、議題(1)追加資料について事務局から資料説明等お願いいたします。

河野賃金室長

まず、資料説明に先立ちまして、昨日までの全国の結審状況について、お知らせいたします。机上配付しております地域別最低賃金の審議決定状況を御覧ください。こちらは昨日までの結審状況になります。加えまして、本日の速報を申し上げます。

まずひとつ目は滋賀で、引上げ額は目安どおり63円、改定後の地賃額が1,080円、発効日は10月5日ということです。続いて、神奈川ですが、引上げ額は目安どおり63円、改定後の地賃額が1,225円、発効日は10月4日でございます。Cランクで結審したところは現時点ではありません。今日時点での結審状況の速報は以上になります。

続きまして、追加資料の説明をいたします。

昨日、福母委員からのお尋ねということで、昨年の目安答申の第5項にあります、「助成金の賃上げ加算」についての回答でございます。

この中に出て来ました、非正規雇用労働者の待遇改善を支援する「キャリアアップ助成金」、それと「働き方改革推進支援助成金」、「人材確保等支援助成金」についての内容ですが、1枚ものの両面印刷の資料をお配りしておりますので、こちらを御覧ください。

まず、「キャリアアップ助成金」ですが、表面の上から2番目をご覧ください。この助成金は、非正規雇用労働者の基本給の賃金規定を3%以上増額改定し、その規定を適用させ賃金等を3%以上増額したものに、賃上げ区分に応じて助成をするというような内容になっておりますので、この助成金そのものが非正規労働者の賃上げを支援するものということになっております。

2つ目の「働き方改革推進支援助成金」には「賃上げ加算制度」がございまして、団体推進コースを除いた全コースに、賃金を3%以上引き上げた場合、5%以上引き上げた場合、7%以上引き上げた場合、と段階に応じて加算がされるというものになっております。7%以上が今年から新設されたものになりますが、賃上げ率、賃上げした労働者数に応じて助成金の上限額を加算する、というような内容になっております。

続いて裏面の、上から2つ目をご覧ください。こちらの「人材確保等支援助成金」

が答申にあった助成金になりますけれども、活用のポイントの右側をご覧いただくと、賃上げ加算の記載がありまして、5%以上の賃上げを行った場合については助成額を加算しております。具体的には、左の方の区分と助成額という欄をご覧いただくと、通常は括弧内の40万や20万の助成額なのですが、5%以上の賃上げをすると、上方に記載のある50万円や25万円に増額される、という内容になっております。助成金に関しては以上になります。

続きまして、西岡委員からの、経常利益の業種別のデータがあれば出してほしい、という御要望については、1枚ものの資料をお配りしております。A4の横版になっている1枚ものの資料になりますけれども、こちらは法人企業の統計調査の一つでして、経常利益の推移を2019年から2023年までの年で追ったもの、になります。製造業、非製造業それぞれ業種別に数字が出ておりまして、資本金の規模別でも下の方に数字が出ておりますので参考になるかと思い、こちらの方を提出させていただきます。

続きまして、福母委員からのお尋ねでした、佐賀県の賃金UP支援事業について、採択数と採択率が下がっているのではないか、ということでしたけれども、こちらに関しては、現在佐賀県の方に問い合わせ中でございまして、まだ回答は来ておりませんので、回答が来次第、お伝えしたいと思っております。

私の方からは以上です。

恒吉労働基準部長

同じく、いま本省に問い合わせている点で、業務改善助成金の申請手続きの簡素化につきましても、次回以降にお答えさせていただきたいと思っております。

西岡委員

8月1日にももらった資料2の31ページに売上経常利益分の分野ごとの、これは経常利益ですけれども、率の方は入っていました。ありがとうございました。

松尾委員

提出資料で、昨日一時金の集計の提出をしましたけど、一部半期分がまざつていましたので、年間の結果ということで、今回改めてお示しをしますのでよろしくお願ひします。傾向的には、昨日出した資料とあまり変わらない、傾向は変わらないということになります。以上です。

甲斐部会長

はい、ありがとうございます。事務局他に説明等ございますか。

河野賃金室長

丈夫です。

甲斐部会長

はい、分かりました。今、資料説明していただきましたけれども、それに対する質問あるいは松尾委員から提出、再提出された資料への質問等ございますか。

福母委員

はい、いいですか。

甲斐部会長

はい。

福母委員

2025一時金集計で、下段は昨年同時期比ということなので、例えば、100人未満ですと、昨年は4.42か月だったのが、今年は4.32ということで、0.1か月低い、同様に100人から299人も0.02か月ですけど下がっているということですね。

松尾委員

そうですね。

福母委員

全体として見ても、そういうのが影響をして4.55か月が4.53か月ということなので、平均賃金は上がっていますけど、月数は下がったということですね。

松尾委員

データ上はそうです。

福母委員

これも加重平均ですか。

松尾委員

加重平均です。

福母委員

関連して最終の連合佐賀さんで統計している県内の賃上げ率って何%でしたか。

松尾委員

5.35%です。

福母委員

5.35%、これも加重ですよね。

松尾委員

加重です。

福母委員

単純平均では出されていない、うちは単純平均にしているのです。どうしても加重になると高く出てしまうので。

松尾委員

単純平均でいきますと 4.78% です。

福母委員

下がるんだ。

甲斐部会長

下がっている。

松尾委員

当然、加重の方が高くなる。

福母委員

4.78、だいたいうちの調査とあまり変わらない。

甲斐部会長

よろしいですか。他に何かございますでしょうか。

(意見・質問なし)

甲斐部会長

それでは、これから、公益側・労働者側、公益側・使用者側で個別に主張を伺いながら協議を進めていきたいと思っております。昨日、御提出いただいた金額から少しでも歩み寄りではありませんけれども、やはり最終的には一致点を見つけなければなりませんので、出来ましたら、それぞれ再提案をお願いしたいと思っております。それにつきましては、労働者側からまたお呼びしてもよろしいですか。

松尾委員

はい。

甲斐部会長

そういう進め方でよろしいですか。

福母委員

目安に上乗せしたら何か補助します、助成しますよ、という国の方針が出ているので、それについて、まだ明確になってない中で、早く決めてどうかなというのがあるて、その辺りもう少し皆様の御意見を私は聞きたいと思っています。今日、結審の予定になってはいるのですけれども、状況が状況なだけに、私の案としては、無理して決めず、今日の夕方からの県への説明を理解した上で、それで結審に向けた取組をして良いかなという気はしているところなのです。今日、例えば目安で決まって、プレミアがつくのに早く決めて損したみたいな話になると、どういう判断するのか、

なのですから、労働者としても上げた方がいいので、ということもあるし、使用者側への補助があるのであれば、プラス1円とか2円でも良かったんじゃないという話になるかもしれないなと勝手に思っていて、その点、部会長どういうお考えですか。

甲斐部会長

はい。その点につきましては、昨日、公益の方でも相談しまして、それをあまり待つというのもどうかとは思いますけれども、やはりそういう話があるということはひとつ要素になるだろうと考えています。本日、もちろん結審するというのが大前提にはあるのですけれども、そういう要素もあるということ、それからそもそも目安が提出されたのが非常に今年度遅かったというところもあり、今日はそれぞれの再提案など、それからもっと中身を詰めながら少し歩み寄りをするという方向性で、これまでのとおりです。そして結審というところは難しいとも思いますので、予備日をお盆明けに用意していますので、予備日を活用したいと思っております。今日の審議会の最後に、日程等について再度御相談したいと思っているところです。よろしいでしょうか。

それはそれとして、第3回目としての協議は進めていきたいと思うのですけれども、急にお盆明けに全てのことが解決するとも思えませんし、この前もそれほど時間がたくさんあったわけではありませんので、それぞれのお立場の方々から公益としてもさまざまな御意見、あるいはさまざまなデータをいただいて検討しながら結審まで辿り着きたいと思っておりますので、それでよろしいですか。

福母委員

はい、分かりました。

甲斐部会長

今日もちろん、どこかで決まればいいですけど、それはちょっと難しいですね。何かのインセンティブがあるというのが嫌だな、という気持ちはすごくあるのですけれども、やはり佐賀県という地方の県にしてみれば、東京なんかは無視して目安どおりで出していますけど、なかなか地方の県は見てみたいという、考慮したいというか、どういうことが言われて来るのかというところまでは見て判断するということは必要かなとは思っています。

福母委員

分かりました。

何があっても今日決めるのだと思われているのかなと思って。

甲斐部会長

決まらないではないですか、毎年3回目では。

諸富委員

来週になったら、それが解決しているという話でもないのですよね。

甲斐部会長

そうです、だから普通に協議は進めています。

あまりそういうことに左右されたくないと思っています。ただそれぞれの立場で受け止め方も違うかもしれませんので、そこはこれから協議の中でお話をしていいのかなと思っています。よろしいでしょうか。

ということで、いつものとおりにまずは、再提案を是非いただきたいと思っております。それぞれ御提出していただいた金額については根拠に基づくものですし、他県の話が時々ニュースで出ていますけど、びっくりするような開きのところに比べれば、非常にそれぞれのお立場からのきちっと考えた御提案かなとは思っていますけど、如何せんまだまだ開きは大きいので、少しずつ詰めていきたいと思っています。

安永部会長代理

1点良いですか。目安での公益の見解の中で、引上げ額とともに発効日についても十分に議論を行うようにとされています。今、お盆をまたぐと原則でいくと発効日がずれ込むというところ、労働者側もちょっと気にされているところもあるかと思うのですけれども、この書きぶりだと発効日をずらせるようにも読み取れるのですが、発効日を早めることは我々委員会でできるのでしたか。

河野賃金室長

指定日発効ということで、むしろ発効日を遅らせるという主旨での話かと思います。例えばですけれども、1月1日発効ですとか、そういうことが考えられると思います。

安永部会長代理

そっちのほうですね。

恒吉労働基準部長

法定発効は最短と考えていただいて構いません。

安永部会長代理

承知しました。分かりました。

甲斐部会長

よろしいですか。はい、それでは、一旦控室に行っていただきまして、労働者側の方からお呼びしたいと思います。

松尾委員

はい、行きます。

甲斐部会長

お願いいいたします。

- [労働者側委員・使用者側委員退室]
- [労働者側委員・使用者側委員・公益委員と個別折衝]
- [労働者側委員・使用者側委員入室]

【第2回全体会議】

甲斐部会長

はい、お待たせしました。

それでは、ただ今から全体会議を再開いたします。

本日は最低賃金金額の賃金の金額の取りまとめに向けて個別に意見を伺いながら調整を進めて参りました。しかしながら、現時点では双方の主張の隔たりが大きいことから、本日の取りまとめは断念し次回に持ち越すことにしたいと思います。

具体的に申し上げますと、労働者側から本日 83 円という金額の再提示をいただきました。使用者側の方は 42 円ということで、前回と変わらず、本日再提示はできないということでした。これにつきましては、労働者側の方にもお伝えしましたので、本日はそれで終了させていただきたいと思います。

つきましては次回、19 日に第4回目を開催することになります。その時には、使用者側の方からお呼びして再提示を是非ともいただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいいたします。

それでは、本日の第4回専門部会は終了したいと思います。

事務局から何かございますでしょうか。

河野賃金室長

事務局から、今後の日程についてお知らせをさせていただきたいと思います。
第4回専門部会は、この会場で 8 月 19 日(火)午前 10 時から開催をいたします。結審した場合は、午後 2 時より本審を開催する、ということになっております。取りまとめに至らなかった場合の予備日は、翌日の 8 月 20 日(水)を予定しておりますけれども、開始時間の調整をさせていただきたいと思っておりますので、委員の皆様におかれましては審議終了後も少しお時間をいただければと思っております。よろしくお願いいいたします。以上です。

甲斐部会長

はい、それでは、本日の専門部会はこれで終了したいと思います。

なお、本日の議事録の署名につきまして、労働者側は諸富委員、使用者側は西岡委員にお願いいたします。

それでは、本日は、お疲れ様でございました。19 日にまたよろしくお願いいいたします。

部　　會　　長

労働者代表委員

使用者代表委員
